

農業競争力強化対策事業推進費補助金 交付要綱の制定について

〔 16生産第8098号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成18年3月31日 17生産第8576号

改正 平成19年3月30日 18生産第9323号

改正 平成20年4月1日 19生産第10002号

この度、農業競争力強化対策民間団体事業の実施に係る農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

また、これに伴い、下記の交付要綱は廃止されたので御了知願いたい。

なお、平成16年度までにこれらの交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとされたので、申し添える。

以上、命により通知する。

記

生産振興総合対策等補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13生産第10199号農林水産事務次官依命通知）

農業生産振興民間団体事業推進費補助金交付要綱（平成12年4月27日付け12農産第1408号農林水産事務次官依命通知）

輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13生産第10127号農林水産事務次官依命通知）

(別紙)

農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱

- 第1 農林水産大臣は、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農林水産物・食品地域ブランド化支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第9549号農林水産事務次官依命通知。以下「地域ブランド化支援実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、社団法人中央畜産会、社団法人家畜改良事業団及び公募により選出された団体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。
- 第3 別表の区分の欄に掲げるの1と2の事業の相互間における流用をしてはならない。
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。
- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、農林水産大臣が別に定める日までに行うものとする。
- 第6 補助事業者は、規則第3条第1号イ又は口の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第7 規則第3条第1号イ及び口に規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに農林水産大臣に提出して行うものとする。ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、農林水産大臣に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第12 補助事業者は、適正化法第22条の規定により農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式6号による財産処分承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

第14 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う事業及び生産局長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

第15 補助事業者のうち公益法人（民法第34条の規定により設立された法人をいう。）にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附則

この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附則

この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2、第7関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業競争力 強化対策事業 推進費補助金 1 国産農畜 産物競争力 強化対策事 業費補助金	補助事業者が実施要綱（12に掲げる事業にあっては、地域ブランド化支援実施要綱）に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費			事業実施主体の変更
	1 地産地消推進活動支援事業費	定額	1 経費の欄に掲げる 1 から12までの経費 の相互間におけるそ れぞれの経費の増減 2 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増 3 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減 4 経費の欄に掲げる 12の経費における次 の変更 (1) (1)及び(2)の経 費の相互間におけ る経費の増減 (2) (2)の経費のう ちア若しくはカと その他の経費又は ア及びカの経費の 相互間における経 費の増減	
	2 花きを暮らしに取り込む活動等推進事業費	定額		
	3 農林水産知的財産発掘・活用促進事業費	定額		
	4 農林水産分野知的財産人材育成総合事業費	定額		
	5 日本茶品質管理認証システム構築事業費	定額		
	6 家畜改良増殖対策推進事業費	定額		
	7 生乳流通対策推進事業費	1/2以内		
	8 加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業費	定額		
	9 やさい・くだもの栄養成分情報提供推進事業費	定額		
	10 いぐさ・畳表産地改革推進事業費	定額		
	11 エコフィールド推進対策事業費	定額		
	12 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業費 (1) 全国段階事業費 (2) 地域段階事業費	定額		
ア プロデューサー招へい費	定額			
イ 行動計画策定費	1/2以内			
ウ 臨時専門家招へい費	1/2以内			
エ 調査実施費	1/2以内			
オ 基準作成費	1/2以内			
カ 機器整備費	1/3以内			
キ 加工品等開発費	1/2以内			
ク 名称、ロゴ、パッケージデザイン等作成費	1/2以内			
ケ 見本市等出展費	1/2以内			
コ 情報発信費	1/2以内			

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 牛肉等関 税財源国産 畜産物競争 力強化対策 事業費補助 金のうち国 産畜産物競争 力強化対策 事業費補助 金	<p>競争力強化生産総合対策事業 推進費</p> <p>補助事業者が実施要綱に基づいて 行う事業に要する次に掲げる経 費</p> <p>1 畜産生産基盤育成強化対策推 進事業費</p> <p>2 飼料対策推進事業費</p> <p>3 家畜改良増殖対策推進事業費</p> <p>4 畜産新技術実用化対策推進事 業費</p> <p>5 エコフィード推進対策事業費</p> <p>6 和牛精液等流通管理体制構築 推進事業費</p>	<p>定額 (生産局長が別 に定める相当定 額)</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>1 経費の欄に掲げる 1 から 6 までの経費 の相互間におけるそ れぞれの経費の増減</p> <p>2 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増</p> <p>3 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減</p>	<p>事業実施主体の変更</p>

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度農業競争力強化対策事業推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年度において、下記のとおり農業競争力強化対策民間団体事業（
）を実施したいので、農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱第4の規定により、
国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金 円、牛肉等関税財源国産畜産物競争力強
化対策費補助金 円の交付を申請する。

記

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）



注）様式は農業競争力強化対策民間団体事業
実施要領（平成17年4月1日付け16生産第
8099号農林水産省生産局長通知）の実施計
画書に準ずる。

ただし、農林水産物・食品地域ブランド
化支援事業にあつては、農林水産物・食品
地域ブランド化支援事業実施要領（平成20
年4月1日付け19生産第9550号農林水産省
生産局長通知）の実施計画書に準ずる。

（ ）には、別表の経費の欄の事業名を記載する。以下同じ。

経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は要した経費） (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	
	円	円	円	

区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

事業完了予定（又は完了） 年 月 日

収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

添付書類

- (1) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し）

別記様式第2号(第6関係)

平成 年度農業競争力強化対策事業推進費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった平成
年度農業競争力強化対策民間団体事業()について、下記のとおり変更し
たいので、農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補
助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内
容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更
前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したのから変更があっ
たものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「平成 年度農業競争力強化対策事業
推進費補助金変更承認申請書」を「平成 年度農業競争力強化対策事業推進費
補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいの
で、農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱第6の規定により申請す
る。」を「下記のとおり変更したいので、農業競争力強化対策事業推進費補助金
交付要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度農業競争力強化対策事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった平成
年度農業競争力強化対策民間団体事業（ ）について、農業競争力強化対策
事業推進費補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第 Ⅰ・Ⅱ四半期までに 完了したもの		第 Ⅲ・Ⅳ四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の の表の「区分」の欄に記載された事項
について記載すること。

別記様式第4号(第10関係)

平成 年度農業競争力強化対策事業推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった平成
年度農業競争力強化対策民間団体事業()について、下記のとおり実施し
たので、農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱第10の規定により、その実績を
報告する。

なお、あわせて精算額として 国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金 円 の
牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金 円

交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものか
ら変更があったものに限り添付すること。
また、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写しを添付すること。

別記様式第5号(第10関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度農業競争力強化対策民間団体事業()について、農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱第10第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3 - 2) | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号(第12関係)

財産処分承認申請書

番号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

農業競争力強化対策民間団体事業()により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認されたく申請する。

記

1. 処分理由
2. 処分の方法(売払いにあつては、売渡し見込み価格を記載のこと。)
3. 処分しようとする財産の概要
 - (1) 財産の名称、型式等
 - ア 名称
 - イ 型式
 - ウ 数量
 - エ 耐用年数
 - (2) 財産の現状(破損等の状況、使用の状況等詳細に記載のこと。)
 - (3) 財産の取得
 - ア 取得(製造)年度
 - イ 取得(製造)価格
 - ウ 補助金額
 - エ 補助率
4. その他参考事項
5. 添付資料
 - 現況図面又は写真

別記様式7号(第15関係)

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の公益法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円(B)
7. その他		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B / A)

(注)

- 1 「５．補助金等における管理費」について、「(１)人件費」には、当該補助等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(２)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(３)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「６．外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(１)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(２)(１)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(２)(１)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(２)(１)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(２)(１)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
- 3 「６．外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「７．その他」については、「５．補助金等における管理費」、「６．外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「８．再補助等の割合」については、「４．交付実績額」に対する「６．(１)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。